

福井県報

第 409 号
令和 8 年
7月14日(火)
火曜日発行

目次

告 示

- 一般競争入札に参加する者に必要な資格の公示(360・公営企業課).....1
- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定(361・障がい福祉課)
)3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
 自立支援医療機関の指定(362、363・同)3
- 福井県看護師等修学資金債権回収業務の委託(364・地域医療課)4
- 保安林の指定の解除(365、366・森づくり課)5
- 都市計画の変更および関係図書の縦覧(367・都市計画課)5
- 道路の位置の指定(368・三国土木事務所)5

公 告

- 福井農業振興地域の区域の変更(中山間農業・畜産課)5
- 土地改良区の役員の退任(福井農林総合事務所)6
- 土地改良区の役員の就任(同)6

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(114)6
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(115)7
- 政治団体の解散の届出(116)8
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(117)8
- 個人演説会等の施設の指定(118)9

公安委員会告示

- 警備業法第23条第1項に規定する検定の実施(71・生活安全企画課)9

正 誤

- 令和8年4月21日福井県告示第242号(保安林の指定施業要件の変更の予定)
)10
- 令和8年4月21日福井県告示第243号(保安林の指定施業要件の変更の予定)
)10

告 示

福井県告示第360号

日野川地区水道用水供給事業 No. 5膜ろ過装置更新工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和8年7月14日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

日野川地区水道用水供給事業
No. 5膜ろ過装置更新工事

(2) 工事場所

福井県越前市大塩町 地係

(3) 工事概要

膜ろ過設備更新工事
膜ろ過設備(セラミック膜)1系統

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「特定建設工事入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、2の建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。ただし、当該共同企業体のうち代表者以外の構成員については福井県内に主たる営業所(法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。)を有する者であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について機械器具設置工事の資格を有すると決定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者

については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。)

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数(継続した営業年数とし、許可の失効(法第3条第3項)または許可の取消し(法第29条)があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。)が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者(監理技術者資格者証(裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証)を有する者であること。)であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあっては次に掲げるアおよびイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知

書(経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。)の写し(令和7・8年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査(再審査を含む。)において用いたものに限る。)

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等(3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等

ア 交付期間

令和8年7月14日(火)から同年7月30日(木)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部公営企業課経営グループ

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送または持参もしくは電子情報処理組織を使用し提出するものとする。

エ 提出部数

1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてののみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあってはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うもの

とする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第361号

令和8年7月1日付けで、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年福井県規則第61号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年7月14日

福井県知事 石田 嵩人

	診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地
1	内科	松井 佑樹	医療法人 至捷会 木村病院	あわら市北金津第57号25番地
2	外科	椿 貴佳	医療法人 至捷会 木村病院	あわら市北金津第57号25番地
3	外科	福岡 秀哲	医療法人 至捷会 木村病院	あわら市北金津第57号25番地
4	眼科	木村 加奈子	医療法人 至捷会 木村病院	あわら市北金津第57号25番地
5	内科	大森 亜衣	医療法人 至捷会 木村病院	あわら市北金津第57号25番地
6	内科	林 憲史	医療法人 はやしクリニック	鯖江市水落町2丁目26-28
7	内科、循環器科	帰山 知己	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
8	内科、消化器科	木村 剛徳	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
9	小児科	明田 隼機	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
10	眼科	小森 涼平	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
11	消化器科	野阪 拓人	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地
12	消化器科	田中 知子	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地
13	整形外科	渡邊 裕美子	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地
14	整形外科	青木 希望	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地
15	整形外科	窪田 有咲	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地

福井県告示第362号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年7月14日

福井県知事 石田 嵩人

薬局

担当する 自立支援 医療の種類	名称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
更生医療 育成医療	コーナン薬局	鯖江市鳥羽2丁目6-10	クラフト株式会社	代表取締役 新井 勝	東京都千代田区大手町1丁目3番1号	令和8年7月1日
更生医療 育成医療	さくら薬局 坂井丸岡店	坂井市丸岡町羽崎32-7-4	クラフト株式会社	代表取締役 新井 勝	東京都千代田区大手町1丁目3番1号	令和8年7月1日

福井県告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年7月14日

福井県知事 石田 嵩人

訪問看護ステーション

担当する 自立支援 医療の種類	名称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
更生医療 育成医療	ゴール伴走型訪問看護 さくらケアサービス	鯖江市下河端町4-6-1	さくらケアサービス株式会社	代表取締役 綿谷 裕範	越前市国高2丁目18-1-61	令和8年7月1日

福井県告示第364号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県看護師等修学資金債権回収業務を委託したので、同法243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月14日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
弁護士法人ライズ総合法律事務所
東京都中央区日本橋3-9-1
日本橋三丁目スクエア12階
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県看護師等修学資金債権回収業務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年7月3日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和8年6月1日

福井県告示第365号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月14日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 解除保安林の所在場所
坂井市三国町米ヶ脇34字大林6番3、6番7
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

福井県告示第366号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月14日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 解除保安林の所在場所
南条郡南越前町二ツ屋116字友兼25番1・25番2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る）、26番、27番1、27番2、28番1、28番2、29番1、29番2、30番1、30番2、31番
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第367号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定にお

いて準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年7月14日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 都市計画の種類
市街化区域と市街化調整区域との区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
（区域名）福井都市計画区域
福井市稲津町、荒木新保町の各一部
- 3 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

福井県告示第368号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月14日

福井県三国土木事務所長 橋本 泰英

- 1 申請者の住所および氏名
坂井市春江町江留上日の出第6号20番地
坪田 喜代志
- 2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
坂井市春江町為国 西の宮16番2の 一部、46番2、 47番2および 17番6地先道路 の一部	6.00	57.50

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、福井市に係る福井農業振興地域を変更したので、同条第2項の規定において準用する第6条第5項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月14日

福井県知事 石田 嵩人

1 変更後の農業振興地域は次の図のとおりである。

(「次の図」は省略し、福井県農林水産部中山間農業・畜産課において縦覧に供する。)

未更毛川土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次の者が令和7年12月19日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年7月14日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 稲葉 重和 福井市更毛町第8号21番地

未更毛川土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月23日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年7月14日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 稲葉 泰久 福井市更毛町第8号21番地

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月14日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届 出 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地
令和8年 5月26日	若宮こういち後援会	坂口 昌弘	若宮 浩一	越前市今宿町1-1-1

令和8年 6月3日	三田村ただくに後援会	三田村 忠邦	玉村 成昭	越前市桧尾谷町6-35
令和8年 6月10日	前田としたかを育てる会	前田 利隆	前田 加代美	越前市堀町18-24
令和8年 6月11日	田中ひろかず後援会	田中 宏和	田中 宏和	福井市堂島町7-90-2
令和8年 6月17日	福井県作業療法士連盟	下川 幸蔵	水上 保孝	福井市灯明寺1-2401-2

福井県選挙管理委員会告示第115号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月14日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

異動 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和8年 2月6日	高谷直樹後援会 （結樹会）	熊谷 好晃	代表者 会計責任者	熊谷 好晃 赤星 英之	畠山 拓也 熊谷 好晃
令和8年 2月26日	はた孝幸後援会	畑 孝幸	主たる事務 所の所在地	福井市四十谷町5- 17	福井市四十谷町12 -23
令和8年 3月1日	鯖江市医師連盟	野尻 裕之	主たる事務 所の所在地	鯖江市水落町2-1 501-3	鯖江市住吉町3-8 -18
令和8年 3月1日	松村りゅうじ大飯 後援会	竹内 隆治	代表者	竹内 隆治	時岡 忍
令和8年 3月1日	山崎正昭大飯後援 会	竹内 隆治	代表者	竹内 隆治	寺澤 繁夫
令和8年 5月1日	たきなみ宏文大野 後援会	山岸 猛夫	会計責任者	松田 陽子	天木 英治
令和8年 5月21日	田中良幸と歩む会	田中 良幸	会計責任者	酒井 義博	向當 淳
令和8年 5月24日	自由民主党福井県 支部連合会	稲田 朋美	会計責任者	時田 和一良	渡辺 竜彦

令和8年 5月25日	福井県改革協議会	川畑 孝治	主たる事務 所の所在地	福井市中央1-19 -17	福井市門前2-12 13
令和8年 5月27日	石田たかと後援会	吉田 保裕	代表者	吉田 保裕	木村 市助
令和8年 6月1日	自由民主党福井県 ときわ会支部	北林 荘八	代表者	北林 荘八	川岸 宏樹

福井県選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月14日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和7年12月31日	笹原幸信後援会	岡崎 仁七
令和7年12月31日	西村つよし後援会	池田 博
令和8年3月31日	前川とおる後援会	水崎 亮博
令和8年5月12日	新しい風ふくい	池上 優徳
令和8年5月14日	辻井雅之後援会「みやび会」	小林 幸男
令和8年5月27日	小松ひろし後援会	小松 博志
令和8年5月31日	加藤伊平後援会	平野 秀雄
令和8年6月10日	三田村てるしと歩む会	渋谷 明

福井県選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月14日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

異 動 年月日	資金管理団体 の届出をした 者の氏名	資金管理団体 の 名 称	異動事項	異 動 内 容	
				新	旧
令和8年 2月26日	畑 孝幸	はた孝幸後援会	主たる事務所 の所在地	福井市四十谷町5 -17	福井市四十谷町1 2-23

福井県選挙管理委員会告示第118号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、越前市選挙管理委員会から、同条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設を指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月14日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
越前市花筐児 童館	越前市栗田部 町41-11-1	令和8年 6月11日

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第71号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年7月14日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
交通誘導警備業務1級	令和8年10月14日（水）	午前9時30分から 午前11時まで
交通誘導警備業務2級		午後1時30分から 午後3時まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
交通誘導警備業務1級	令和8年11月26日（木）	午後1時から 午後5時まで
交通誘導警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部葵分庁舎1階第1会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1

福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各20人

3 受検資格

(1) 交通誘導警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 交通誘導警備業務1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
 - (ア) 車両等の誘導に関すること。
 - (イ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和8年9月7日（月）から同年9月16日（水）までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後4時までの間（日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。）

(2) 受付要領

受検希望者は、受付期間内に、下記7の問い合わせ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、検定申請書を提出すること。

(3) 検定申請書等の提出先

検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署（福井市及び永平寺町の区域にあっては、福井県警察本部生活安全許可センターへ提出）

なお、オンラインによる申請も可とするが、郵送や代理人による申請は認めない。

(4) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者の住所を疎明する書面 1通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 3(2)アに該当する者にあつては、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面 各1通

カ 3(2)イに該当する者にあつては、当該疎明書面 1通

(5) 受検手数料

14,000円に相当する手数料を納入すること。

なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定受検時の携行品

ア 学科試験

- ・ 筆記用具

イ 実技試験

- ・ 筆記用具
- ・ 雨具
- ・ 警笛

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課 警備係

電話0776-22-2880（内線3192、3193）

正

誤

令和8年4月21日福井県告示242号（保安林の指定施業要件の変更の予定）

ページ	段	行	誤	正
2	2	18	2字彰平1から7まで	2字影平1から7まで

令和8年4月21日福井県告示243号（保安林の指定施業要件の変更の予定）

ページ	段	行	誤	正
3	1	9	ア 主伐は、択伐による。	ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 丸岡町山崎三ヶ62字空蔵堂8 (次の図に示す部分に限る。) イ その他の森林については、 主伐に係る伐採種を定めない。
3	1	10	イ	ウ
3	1	12	ウ	エ
3	1	15	(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を	(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を